

**【新設】(損害賠償金等)**

20-2-15 法第 138 条第 1 項第 4 号及び第 5 号《国内源泉所得》に掲げる対価には、これらの対価に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するもの(債務の履行遅滞による損害金を含む。)が含まれることに留意する。

**【解説】**

1 外国法人が国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける損害賠償金は、法人税法第 138 条第 1 項第 6 号《その他その源泉が国内にある所得》の国内源泉所得に該当することとなる(法令 180 一)。

ところで、損害賠償金といわれるものであっても、例えば、人的役務提供契約の不履行や賃貸借契約に基づかない資産の不法占有などに伴う損害賠償金や和解金等のように同項第 4 号の人的役務の提供に係る対価や同項第 5 号の国内にある不動産等の貸付けによる対価とも考えられる損害賠償金等は、同項第 6 号のその他の国内源泉所得に該当するのか、あるいは、同項第 4 号や第 5 号の対価に該当するのか疑義が生じる。

2 この点について、これらの損害賠償金等については、名目的には損害賠償金や和解金等であっても、実質的にみて人的役務の提供や国内にある不動産等の貸付けの対価に代わるべきものが含まれているのが通例であり、その実質に応じた取扱いをする必要がある。このような考え方から同項第 4 号及び第 5 号に掲げられている対価には、これらの対価に代わる性質を有する損害賠償金等が含まれることになる。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。

これにより、その支払の名目が損害賠償金等となっているものであっても、上記の対価とされるものは、その支払者において所得税の源泉徴収の対象とされることとなる。